

昭和二十八年厚生省令第十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第四条第二項、第三十條第一項、第三十二條第一項、第四十四條第六号、第六十一條及び第六十三條の規定に基き、麻薬取締法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 麻薬に関する取締り（第一条—第十三条）
- 第二章 向精神薬に関する取締り（第十四条—第四十五条）
- 第三章 麻薬向精神薬原料に関する届出等（第四十五条の二—第四十五条の八）
- 第四章 監督（第四十六条—第四十七条の二）
- 第五章 麻薬中毒者に対する措置等（第四十八条—第五十条）
- 第五十條 雜則（第五十一條—第五十四條）

附則

第一章 麻薬に関する取締り

（免許の申請）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第一号様式による申請書に、免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかんする医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。

（法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める者）

第一条の二 法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第一条の三 厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事は、麻薬取扱者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（役員の変更の届出）

第一条の四 麻薬取扱者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第一号の様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかんする医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。

（免許証）

第二条 法第四条第二項の規定により免許証に記載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様式は、別記第二号様式による。

- 一 免許証の番号
- 二 麻薬業務所の名称及び所在地
- 三 麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設の名称及び所在地

（業務廃止等の届出）

第三条 麻薬取扱者は、法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 麻薬業務所の名称及び所在地
- 四 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

（免許証の返納）

第四条 麻薬取扱者は、法第八条又は法第十条第二項の規定により免許証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第四号様式）に免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 麻薬業務所の名称及び所在地
- 四 免許証返納の事由及び年月日

（免許証の記載事項の変更）

第五条 麻薬取扱者は、法第九条第一項の規定により免許証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第五号様式）に免許証を添えて、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 変更すべき事項
- 四 変更の事由及び年月日

（免許証の再交付申請）

第六条 麻薬取扱者は、法第十条第一項の規定により免許証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第六号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 再交付の事由及び年月日

（携帯輸入又は携帯輸出の許可申請）

第六条の二 法第十三条第一項ただし書又は法第十七条ただし書の規定により麻薬の携帯輸入又は携帯輸出の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第六号の様式）に麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて、地方厚生局長に、これを提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所

- 二 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
 - 三 入国し、又は出国する理由
 - 四 麻薬の施用を必要とする理由
 - 五 入国又は出国の期間
 - 六 入国又は出国の港名
- (輸入及び輸出の許可申請)
- 第七条** 麻薬輸入業者又は麻薬輸出業者は、法第十四条第一項又は法第十八条第一項の規定により麻薬の輸入又は輸出の許可を受けようとするときは、法第十四条第二項又は法第十八条第二項に規定する申請書(別記第七号様式)を地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、麻薬輸入業者又は麻薬輸出業者が法第十四条第三項又は法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。
- (製造、製剤及び小分けの許可申請)
- 第八条** 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第二十一条第一項又は法第二十三条第一項の規定により麻薬の製造又は製剤若しくは小分けの許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第八号様式)を地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
 - 二 免許証の番号及び免許年月日
 - 三 麻薬業務所の名称及び所在地
 - 四 製造し、製剤し、又は小分けしようとする麻薬の品名及び数量
 - 五 製造又は製剤のために使用する麻薬の品名及び数量
 - 六 製造、製剤又は小分けの期間
 - 7 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、法第二十一条第一項の規定により家庭麻薬の製造の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第九号様式)を、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者にあつては地方厚生局長に提出しなければならない。
 - 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
 - 二 免許証の番号及び免許年月日
 - 三 免許の種類
 - 四 麻薬業務所の名称及び所在地
 - 五 製造しようとする家庭麻薬の品名及び数量
 - 六 製造のために使用する麻薬の品名及び数量
 - 七 製造の期間
- (譲渡しの許可申請)
- 第九条** 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱業者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱業者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
 - 二 免許証の番号及び免許年月日
 - 三 免許の種類
 - 四 麻薬業務所の名称及び所在地
 - 五 譲り渡そうとする麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数
 - 六 譲渡先
 - 七 譲渡しの理由

- (麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)
- 第九条の二** 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。
- 一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること
 - イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき
 - ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から九十日を経過したものを保管しているとき
 - 二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること
- 2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号の二様式)をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。
 - 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
 - 二 麻薬業務所の名称及び所在地
 - 三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
 - 四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬(同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る。)を譲り渡す旨
 - 五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者(第六項及び第七項において「代表者」という。)を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)
 - 3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可(以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。)をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。
 - 4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。
 - 5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。
 - 6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもつて足りる。
 - 7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもつて足りる。
 - 8 前項の規定により届け出する場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる

事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

9 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を受けられた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可書を受けられた麻薬小売業者に譲り渡さないこととしたとき。
- 二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を受けられた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき。
- 三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

（麻薬を記載した処方せんの記載事項）

第九條の三 法第二十七條第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方せんにより薬剤師が調剤する場合には、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 患者の住所（患者にあつては、その所有者又は管理者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地））
- 二 処方せんの使用期間
- 三 発行の年月日
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地

第十條 法第二十九條の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第十一号様式）をその麻薬業務所の所在地（麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 廃棄しようとする麻薬の品名及び数量
- 六 廃棄の年月日
- 七 廃棄の場所
- 八 廃棄の方法
- 九 廃棄の理由

第十條の二 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。（封かん証紙）

第十一條 法第三十條第一項の規定により麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施す場合は、その容器又は容器の直接の被包に、左の種別による証紙で、アンブルにあつてはその直接の被包に、その他の容器にあつてはその容器に、封を開かなければ麻薬を取り出せないように封を施さなければならない。

- 一 容量が千グラム以上入りである容器を封かんする証紙にあつては、別記第十二号様式
- 二 容量が二十五グラム以上千グラム未満入りである容器を封かんする証紙にあつては、別記第十三号様式

三 容量が二十五グラム未満入り又はアンブルの直接の被包を封かんする証紙にあつては、別記第十四号様式

2 麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第三十條第一項に規定する政府発行の証紙の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十五号様式）を地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 証紙の種類

（譲受証及び譲渡証）

第十二條 法第三十二條第一項に規定する譲受証及び譲渡証は、それぞれ別記第十六号様式及び第十七号様式による。

2 前項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二條の二 法第三十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 麻薬営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて麻薬営業者の閲覧に供し、当該麻薬営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二條第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 麻薬営業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二條の三 法第三十二條第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第二号に掲げる電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。

第十二條の四 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十二條の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

（事故の届出）

第十二條の五 麻薬取扱者は、法第三十五條第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第十八号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者

者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を經由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 免許の種類
四 麻薬業務所の名称及び所在地
五 事故が生じた麻薬の品名及び数量
六 事故発生の状況

（廃棄の届出）

第十二条の六 法第三十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 免許の種類
四 麻薬業務所の名称及び所在地
五 廃棄した年月日
六 廃棄の方法
七 廃棄の理由

2 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、法第三十五条第二項の規定により届け出ようとするときは、別記第十九号様式による届出書を、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（数量の差異の届出）

第十三条 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、最初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及びその容器の数と期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及びその容器の数とに、製造、製剤、小分け、譲渡又は譲受によらない差異があるときは、その理由を法第四十四条第六項の規定により届け出なければならない。

第二章 向精神薬に関する取締り

（免許の申請）

第十四条 法第五十条第一項の規定により、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けようとする者は、その向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者が、当該申請に係る向精神薬営業所について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定による医薬品の製造販売業又は製造業の許可を受けている場合であつて、当該申請書にその旨を付記し、かつ、当該許可に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第二十号又は第二十七号に規定する許可証の写しを添付したときは、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 向精神薬営業所の平面図
二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
三 申請者（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該申請者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書

（法第五十条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める者）

第十四条の二 法第五十条第二項第二号ニの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬営業業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第十四条の三 地方厚生局長又は都道府県知事は、向精神薬営業業者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（役員の変更の届出）

第十四条の四 向精神薬営業業者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第二十号の様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（法第五十条の二十六第一項の規定により、法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者を除く。）にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならない。

（向精神薬営業所の構造設備基準）

第十五条 法第五十条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 向精神薬を製造し、製剤し、若しくは小分けする場所、向精神薬を貯蔵する場所又は向精神薬に化学的変化を加える場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。

ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。

ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

（免許証）

第十六条 法第五十条の四において準用する法第四十二条第二項の規定により免許証に記載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様式は、別記第二十一号様式による。

一 免許証の番号
二 向精神薬営業業者の名称及び所在地
三 業務廃止等の届出

第十七条 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十二号様式）を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 向精神薬営業業者の名称及び所在地
四 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の四において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

（免許証の返納）

第十八条 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第八条又は第十条第二項の規定により免許証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十三号様式）を、地方厚生局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

式)に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬営業所の名称及び所在地

四 免許証返納の事由及び年月日

第十九条 (免許証記載事項の変更)

第十九条 向精神薬営業者は、法第五十条の四において準用する法第九条第一項の規定により免許証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第二十四号様式)に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 変更すべき事項

四 変更の事由及び年月日

第二十条 (免許証の再交付申請)

第二十条 向精神薬営業者は、法第五十条の四において準用する法第十条第一項の規定により免許証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第二十五号様式)を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 再交付の事由及び年月日

(登録の申請)

第二十一条 法第五十条の五第一項の規定により、向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者は、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその施設の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十六号様式による申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これを提出しなければならない。

一 向精神薬試験研究施設の平面図

二 向精神薬に関する学術研究又は試験検査の概要

三 登録を受けようとする者が法人であるときは、登記事項証明書

(登録証)

第二十二条 法第五十条の七において準用する法第四条第二項の規定により登録証に記載すべき事項は、次のとおりとし、登録証の様式は、別記第二十七号様式による。

一 登録証の番号

二 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

(試験研究の廃止等の届出)

第二十三条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第二十八号様式)を、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 登録証の番号及び登録年月日

三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

四 試験研究の廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の七において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

(登録証の返納)

第二十四条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第八条又は第十条第二項の規定により登録証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第二十九号様式)に登録証を添えて、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 登録証の番号及び登録年月日

三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

四 登録証返納の事由及び年月日

(登録証記載事項の変更)

第二十五条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第九条第一項の規定により登録証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第三十号様式)に登録証を添えて、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 登録証の番号及び登録年月日

三 変更すべき事項

四 変更の事由及び年月日

(登録証の再交付申請)

第二十六条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第十条第一項の規定により登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第三十一号様式)を、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 登録証の番号及び登録年月日

三 再交付の事由及び年月日

(携帯輸入)

第二十七条 法第五十条の八第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以下であるもの(注射剤を除く)。を携帯して輸入する者

二 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であつて注射剤であるものを携帯して輸入する者のうち、これらの向精神薬を携帯して輸入することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類を所持する者

(輸入できる者)

第二十八条 法第五十条の八第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 向精神薬輸出入業者であつて、返品のため向精神薬を輸入するもの

二 向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者であつて、品質試験のため向精神薬を輸入するもの

三 向精神薬製造製剤業者又は医薬品医療機器等法の規定により医薬品の製造販売業の許可若しくは製造業の許可を受けている者であつて、商品見本である向精神薬を輸入する者
(輸入の許可申請)

第二十九条 向精神薬輸入業者は、法第五十条の九第一項の規定により第一種向精神薬の輸入の許可を受けようとするときは、法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第二項に規定する申請書(別記第三十二号様式)を地方厚生局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第二項の規定により向精神薬の輸入の許可を受けようとする場合に準用する。この場合において、前項中「法第五十条の九第三項」とあるのは「法第五十条の九第三項、第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、向精神薬輸入業者が法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合及び法第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第三項、第四項及び第五項において準用する法第十四条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

(携帯輸出)
第三十条 法第五十条の十一第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以下であるもの(注射剤を除く。)を携帯して輸出する者
二 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量を超えるもの又は同表の上欄に掲げる向精神薬であつて注射剤であるものを携帯して輸出する者のうち、これらの向精神薬を携帯して輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類を所持する者

(輸出できる者)
第三十一条 法第五十条の十一第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一 向精神薬輸入業者であつて、返品のため向精神薬を輸出するもの
二 向精神薬製造製剤業者であつて、品質試験のため向精神薬を輸出するもの
三 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬卸売業者であつて、商品見本として向精神薬を輸出する者

(輸出の許可申請)
第三十二条 向精神薬輸出業者は、法第五十条の十二第一項の規定により第一種向精神薬の輸出の許可を受けようとするときは、法第五十条の十二第三項において準用する法第十八条第二項に規定する申請書(別記第三十二号様式)を地方厚生局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の十二第二項の規定により向精神薬の輸出の許可を受けようとする場合に準用する。この場合において、前項中「法第五十条の十二第三項」とあるのは「法第五十条の十三第三項、第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、向精神薬輸出業者が法第五十条の十二第三項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合及び法第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の十二第三項、第四項又は第五項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

(特定地域の輸出の許可申請)
第三十三条 向精神薬輸出業者は、法第五十条の十三第一項の規定により特定地域を仕向地とする特定第二種向精神薬又は特定第三種向精神薬の輸出の許可を受けようとするときは、法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第二項に規定する申請書(別記第三十二号様式)を地方厚生局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、向精神薬輸出業者が法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

18 前項の規定は、向精神薬輸出業者が法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

(輸出の届出)
第三十四条 法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
二 免許証の番号及び免許年月日
三 向精神薬営業所の名称及び所在地
四 輸出しようとする向精神薬の数量及び剤型
五 輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
六 輸出の期間
七 輸送の方法
八 輸出港名

2 向精神薬輸出業者は、法第五十条の十四第一項の規定により第二種向精神薬の輸出を届け出ようとするときは、同項に規定する輸出届出書(別記第三十三号様式)を地方厚生局長に提出しなければならない。

(製造等)
第三十五条 法第五十条の十五第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、病院等において業務に従事する者が、当該病院等における試験検査に用いるため向精神薬を製剤する場合とする。

(譲渡し等)
第三十六条 法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 向精神薬使用者、病院等の開設者又は向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品し、又は返品する目的で所持する場合
二 向精神薬試験研究施設設置者が、同時に兼ねる向精神薬営業業者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
三 向精神薬試験研究施設設置者が、臨床試験のため病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
四 病院等の開設者が、臨床試験のため向精神薬試験研究施設設置者から譲り受けた向精神薬を返品し、若しくは返品する目的で所持する場合又は当該向精神薬を向精神薬試験研究施設設置者を同時に兼ねる向精神薬卸売業者に、譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合
五 病院等の開設者が、同時に兼ねる他の病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
六 病院等の開設者が、当該病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
七 病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者が、当該職員が勤務する病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
八 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなつた場合(向精神薬営業業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が向精神薬営業業者となつたときを除く。)において、向精神薬取扱者であつた者が当該向精神薬取扱者でなくなつた事由の生じた日から五十日以内に、現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
九 向精神薬取扱者が死亡し、又は法人たる向精神薬取扱者が解散した場合において、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が、当該向精神薬取扱者の死亡又は解散の日から五十日以内に、現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合
十 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が、その向精神薬を施用する必要

がなくつた場合において、その向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十一 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十二 船舶所有者（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五条の規定により船舶所有者に関する同法の規定が適用される者を含む。以下同じ。）が、同法第八十一条第一項の規定に基づき船舶内に備え付けられた向精神薬であつて、船舶内において施用のため交付されるものを譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条の規定による航空運送事業を営むる者が、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第二項の規定に基づき救急の用に供する目的で航空機に装備された向精神薬であつて、航空機内において施用のため交付されるものを譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十四 地方公共団体の長が、災害時に使用するために備蓄する目的で向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品し、又は返品する目的で所持する場合

十五 地方公共団体の長が、災害時に病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合又は施用のため交付される向精神薬を譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合

十六 病院等の開設者が、患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

法第五十条の十六第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 同一人が二以上の向精神薬輸入業者の免許を有する場合において、それらの間で向精神薬を譲り渡すとき。

二 向精神薬卸売業者が、船員法第八十一条第一項の規定に基づき船舶内に備え付けられる向精神薬を、船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引換えに船舶所有者に譲り渡す場合

三 向精神薬卸売業者が、航空法施行規則第百五十条第二項の規定に基づき救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空法第百条の規定による航空運送事業を経営する者に譲り渡す場合

四 向精神薬卸売業者が、災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合

五 向精神薬卸売業者が、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百五十九条に規定する自衛隊の部隊又は補給処であつて厚生労働大臣が定めるものに向精神薬を譲り渡す場合

法第五十条の十六第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、同一人が二以上の向精神薬輸出業者の免許を有する場合において、それらの間で向精神薬を譲り渡すときとする。

法第五十条の十六第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、向精神薬小売業者が船員法第八十一条第一項の規定に基づき船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引換えに船舶所有者に譲り渡す場合とする。

（容器等の記載の特例）

第三十七条 法第五十条の十九ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 向精神薬が輸出用である場合

二 向精神薬が医薬品医療機器等法第八十条の二第一項に規定する治験の対象とされる薬物（第四項において「治験薬」という。）である場合

三 向精神薬が、医薬品医療機器等法施行規則第二百六条第一項の規定により、同項の表の欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は省略することができることとされる医薬品（第五項において「調剤専用医薬品」という。）である場合

2 次の各号に掲げる向精神薬であつて、その容器の面積が狭いため、法第五十条の十九に規定する「(向)」の記号及び同条各号に掲げる事項が明瞭に記載されることができないものについては、次の表の上欄に掲げる事項の記載は、当該事項がその容器の直接の被包に記載されている場合には、その表の下欄の下欄に定めるところによることができる。

一 二cc以下のアンブル又はこれと同等の大きさの容器に収められた向精神薬
二 二ccを超え十cc以下のアンブル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められた向精神薬

(向)の記号	省略することができる。
成分たる向精神薬の品名	その製剤の名称の記載をもつて代えることができる。
向精神薬の分量又は含量	省略することができる。
向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名又は商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）によつて登録された商標の記号	向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名又は商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）によつて登録された商標の記号をもつて代えることができる。ただし、医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、医薬品医療機器等法第五十条第一号に定める製造販売業者の略名をもつて代えることができる。
住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）	法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、医薬品医療機器等法第五十条第一号に定める製造販売業者の略名をもつて代えることができる。
成分たる向精神薬の品名	その製剤の名称の記載をもつて代えることができる。
向精神薬の分量又は含量	省略することができる。
向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名又は商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）によつて登録された商標の記号	向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名をもつて代えることができる。ただし、医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、医薬品医療機器等法第五十条第一号に定める製造販売業者の略名をもつて代えることができる。
住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）	法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、医薬品医療機器等法第五十条第一号に定める製造販売業者の略名をもつて代えることができる。

第三十八条 法第五十条の十九第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）とする。ただし、医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、医薬品医療機器等法第五十条第一号に定める製造販売業者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所をもつて代えることができる。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条の規定により都道府県知事が行う医薬品医療機器等法第十二条第一項に規定する権限に属する事務についての前項の規定の適用については、同項ただし書中「住所」とあるのは、「医薬品等総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地」とする。

（向精神薬取扱責任者の届出）

第三十九条 法第五十条の二十四第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

- 四 向精神薬営業所の名称及び所在地
- 五 向精神薬取扱責任者の氏名及び住所
- 六 向精神薬取扱責任者の資格
- 七 向精神薬取扱責任者の設置又は変更年月日
- 八 向精神薬営業者は、法第五十条の二十四第四項の規定により届け出ようとするときは、別記第三十四号様式による届出書を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 四十条 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。
- 二 前項の保管は、当該向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において、向精神薬に關する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。
- 三 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を廃棄するときは、焼却その他の向精神薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。
- 四 向精神薬営業者は、常時取引關係にない者に向精神薬を譲り渡すときは、その相手方が法第五十条の十六第二項、第三項又は第四項の規定により向精神薬の譲渡しが禁止されている者でないことを確認しなければならない。

（事故の届出）

第四十一条 法第五十条の二十二第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる向精神薬の剤型の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の向精神薬につき事故が生じた場合に行わなければならない。

錠剤、カプセル剤、坐剤	百二十個
注射剤	十アンプル又は十バイアル
内用液剤	十容器
経皮吸収製剤	十枚

- 二 向精神薬取扱者は、法第五十条の二十二第二項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十五号様式）を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用者又は地方厚生局長の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬取扱者にあつてはその向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証又は登録証の番号及び免許又は登録年月日
- 三 免許又は登録の種類
- 四 向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の名称及び所在地
- 五 事故が生じた向精神薬の品名及び数量
- 六 事故発生の状況

（記録を要しない向精神薬）

第四十二条 法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。

- 一 病院等の開設者が譲り渡した向精神薬（施用のため交付されたものに限る。）
- 二 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬（向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る。）

- 三 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が廃棄した向精神薬（前号に掲げる向精神薬であるものに限る。）
- （届出）
- 第四十三条 法第五十条の二十四第一項第三号及び同条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、前年中に輸入し、又は輸出した向精神薬の輸入又は輸出の相手国の名称とする。
- （適用除外等対象向精神薬製剤）
- 第四十四条 法第五十条の二十五に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、別表第二のとおりとする。

- （薬局開設者等の別段の申出）
- 第四十五条 法第五十条の二十六第一項ただし書の規定により別段の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（別記第三十六号様式）を、その薬局又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 申出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 薬局開設又は卸売販売業の許可に係る許可番号及び許可年月日
- 三 前号の許可の種類
- 四 薬局又は営業所の名称及び所在地
- 第二章の二 麻薬向精神薬原料に關する届出等
- （業務の届出）
- 第四十五条の二 法第五十条の二十七に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 麻薬等原料営業所（特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸売業者となろうとする者にあつては、当該業務を行う麻薬等原料営業所に限る。次項及び次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）の名称及び所在地
- 二 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名
- 三 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸売業者となろうとする者は、法第五十条の二十七前段の規定により届け出ようとするときは、別記第三十七号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者となろうとする者にあつては地方厚生局長に、特定麻薬等原料卸売業者となろうとする者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸売業者が、同条後段の規定により届出事項の変更につき届け出ようとするときも、同様とする。

- （業務廃止の届出）
- 第四十五条の三 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸売業者は、法第五十条の二十八第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十八号様式）を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、特定麻薬等原料卸売業者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 麻薬等原料営業所の名称及び所在地
- 三 業務廃止の事由及び年月日
- 二 前項の規定は、法第五十条の二十八第二項の規定により届け出る場合に準用する。
- （輸入及び輸出の届出）
- 第四十五条の四 法第五十条の二十九、第五十条の三十第一項、第五十条の三十一又は第五十条の三十二の規定により届け出ようとする者は、別記第三十九号様式による届出書を地方厚生局長に提出しなければならない。

業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(適用除外等)

第四十五条の八 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。

第三章 監督
(収去証)

第四十六条 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員は、法第五十条の三十八第一項の規定により麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、収去証(別記第四十二号様式)を交付しなければならない。
(身分を示す証票)

第四十七条 法第五十条の三十八第三項(法第五十八条の六第六項において準用する場合を含む。)の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十三号様式による。
(法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項)

第四十七条の二 法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、物品に係る名称、形状、容器、包装、表示又は陳列若しくは広告の方法とする。

第四章 麻薬中毒者に対する措置等
(医師の届出事項)

第四十八条 法第五十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 麻薬中毒の症状の概要
 - 二 診断の年月日
 - 三 医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
(厚生労働省令で定める病院)
- 第四十九条 法第五十八条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める病院は、次のとおりとする。
- 一 国又は都道府県が設置した精神科病院(精神科病院以外の病院であつて精神病室を有するものを含む。次号において同じ。)
 - 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十九条の八の規定により指定された精神科病院
(診療報酬の請求)

第五十条 麻薬中毒者医療施設は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の定めるところにより、当該麻薬中毒者医療施設が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

第五章 雑則
(犯罪鑑識用麻薬等に関する記載事項)

第五十一条 法第六十条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交付を受けた麻薬又は向精神薬の品名及び数量並びにその年月日
- 二 交付を受けた麻薬又は向精神薬につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る麻薬又は向精神薬の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

(証紙の代価)

第五十二条 法第六十一条に規定する証紙の代価は、次の通りとする。

- 一 第一条第一項第一号の証紙 六十円
- 二 第一条第一項第二号の証紙 三十円
- 三 第一条第一項第三号の証紙 十五円

(手数料等の納付)
第五十三条 法第五十九条の五第二項に規定する手数料及び法第六十一条に規定する証紙の代価は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて納付しなければならない。
(処方せん等の記載)

第五十四条 法第二十七条第六項の規定による処方せん、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証、法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、すみ又はインキを用いて記載しなければならない。
(権限の委任)

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限(第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。)を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 二 法第四条第一項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 三 法第七条第一項及び第三項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)
- 四 法第八条(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)
- 五 法第九条第一項及び第二項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)
- 六 法第十条第一項及び第二項(法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。)
- 七 法第十二条第一項及び第三項に規定する権限
- 八 法第十三条第一項に規定する権限
- 九 法第十七条に規定する権限
- 十 法第二十一条に規定する権限(家庭麻薬製造業者に係るものに限る。)
- 十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限(麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。)
- 十二 法第三十五条第一項及び第三項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 十三 法第三十六条第一項及び第三項に規定する権限(家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。)
- 十四 法第四十四条に規定する権限(家庭麻薬製造業者に係るものに限る。)
- 十五 法第四十五条に規定する権限
- 十六 法第四十六条第二項に規定する権限
- 十七 法第五十条第一項に規定する権限
- 十八 法第五十条の五に規定する権限
- 十九 法第五十条の九第一項及び第二項に規定する権限
- 二十 法第五十条の九第三項及び第四項において準用する法第十五条に規定する権限
- 二十一 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項に規定する権限
- 二十二 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十六条に規定する権限
- 二十三 法第五十条の十に規定する権限
- 二十四 法第五十条の十二第一項及び第二項に規定する権限

二十五 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十八条第二項から第五項までに規定する権限

二十六 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十九条に規定する権限

二十七 法第五十条の十三第一項、第四項、第五項及び第七項に規定する権限

二十八 法第五十条の十四第一項に規定する権限

二十九 法第五十条の二十第四項に規定する権限

三十 法第五十条の二十二に規定する権限

三十一 法第五十条の二十四に規定する権限

三十二 法第五十条の二十七に規定する権限

三十三 法第五十条の二十八に規定する権限

三十四 法第五十条の二十九に規定する権限

三十五 法第五十条の三十に規定する権限

三十六 法第五十条の三十一に規定する権限

三十七 法第五十条の三十二に規定する権限

三十八 法第五十条の三十三に規定する権限

三十九 法第五十条の三十八第一項及び第二項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

四十 法第五十条の三十九に規定する権限

四十一 法第五十条の四十に規定する権限

四十二 法第五十条の四十一に規定する権限

四十三 法第五十一条に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）

四十四 法第五十二条第二項に規定する権限

2 法第六十二条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。
(旧麻薬取締法施行規則の廃止)
2 麻薬取締法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十六号）は、廃止する。
(経過規定)
3 この省令の施行前に、旧麻薬取締法（昭和二十三年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき発行された証紙は、第十一条第一項第三号の証紙とみなす。

附 則（昭和三十八年七月一日厚生省令第二十七号）抄
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四十四年七月一日厚生省令第一七号）抄
附 則（昭和五十年一月一日から施行する。）
附 則（昭和五十二年八月二日厚生省令第三六号）抄
附 則（昭和五十八年一月三十一日厚生省令第三号）抄

(施行期日)
1 この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。
附 則（昭和五十八年二月二三日厚生省令第四五号）抄

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。
附 則（昭和五十九年三月二日厚生省令第一四号）抄

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和六三年四月八日厚生省令第二十九号）抄

1 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。
2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による精神衛生鑑定医の身分を示す証票は、この省令による改正後の様式による精神保健指定医の身分を示す証票とみなす。

附 則（平成二年八月一日厚生省令第四七号）
1 この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。ただし、第一条中麻薬取締法施行規則第十三条の次に一章を加える改正規定（第四十五条に係る部分に限る。）、第十七号様式の次に十九様式を加える改正規定（別記第三十六号様式に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日（平成二年八月二日）から施行する。

2 麻薬取締法等の一部を改正する法律附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、この省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「新規則」という。）第四十五条各号に掲げる事項を記載した申出書（新規別記第三十六号様式）を、申出者の薬局又は店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行わなければならない。

3 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則（平成二年一〇月二三日厚生省令第五三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年五月一日厚生省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年五月一三日厚生省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。
2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則（平成四年九月三〇日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日厚生省令第四七号）抄
附 則（平成七年七月一日から施行する。）
附 則（平成七年九月二七日厚生省令第五六号）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年三月三〇日厚生省令第一九号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年三月二四日厚生省令第二三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十一年六月一六日厚生省令第六六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十二年二月一日厚生省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十二年三月二七日厚生省令第三九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十二年三月三〇日厚生省令第六四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十二年九月二二日厚生省令第一一九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号）

抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）

（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十三年三月二六日厚生労働省令第三六号）

抄

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

（施行期日）

附則（平成二十三年七月一三日厚生労働省令第一六六号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附則（平成二十六年七月九日厚生労働省令第一二二号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年三月七日厚生労働省令第二五号）

抄

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成二十八年九月一三日厚生労働省令第一六〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十八年二月二二日厚生労働省令第一九三号）

抄

1 この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十二月二十三日）から施行する。

附則（平成二十九年八月二三日厚生労働省令第一〇六号）

この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）

抄

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月六日厚生労働省令第一〇号）

抄

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

（施行期日）

第三十九条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第四十条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十二年五月二九日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年三月一六日厚生労働省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年二月二〇日厚生労働省令第一三二号）

抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）

抄

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十八年二月八日厚生労働省令第一六号）

抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第十一項の規定により麻薬小売業者間での譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二八年九月一四日厚生労働省令第一四七号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二九年七月二六日厚生労働省令第七六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二三三号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（令和元年十一月一八日厚生労働省令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

附則（令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年一〇月六日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年七月五日厚生労働省令第一一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十

四号）第二十四条第十二項第一号の許可（以下「麻薬小売間譲渡許可」という。）を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第一条関係)

収入印紙 〔大臣免許に 限る。〕	麻薬輸入業	〔麻薬輸出入業、麻薬製造業、麻薬製 剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸 売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、 麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究〕	者免許申請書		
			麻薬業務所	所在地	名称
麻薬施用者又は麻薬 研究者にあつては、従 として診療又は研究 に従事する麻薬診療 施設又は麻薬研究施 設		所在地		名称	
許可又は免許の番号		第 号	許可又は免 許の年月日	年 月 日	
申請者の 欠格事項 (法人にあつては、 役員を含む)	(1) 法第51条第1項の規 定により免許を取り 消されたこと。				
	(2) 罰金以上の刑に処せ られたこと。				
	(3) 医事又は薬事に関す る法令又はこれに基 づく処分に違反した こと。				
備 考					
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕 氏 名 (法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、麻薬輸入業者、麻薬輸出入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係る申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
- 3 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業業者の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
- 4 欠格事項の(1)欄から(3)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を記載すること。

別記第1号の2様式(第一条の四関係)

麻薬輸入業	〔麻薬輸出入業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製 造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻 薬研究〕	者役員変更届			
		免許の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所		所在地		名称	
変更年月日		年 月 日		年 月 日	
変更前					
変更後					
変 更 役 員 の 業 務 欠 格 条 項	(1) 法第51条第1項の規 定により免許を取り消され たこと。				
	(2) 罰金以上の刑に処せられ たこと。				
	(3) 薬事若しくは医事に関す る法令又はこれに基 づく処分に違反した こと。				
備 考					
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 年 月 日 住 所 〔法人又は団体の主た る事務所の所在地〕 氏 名 (法人又は団体の名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格事項の(1)欄から(3)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

別記第2号様式(第二条関係)

第	号	
麻薬輸入業		麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究者免許証
所在地		
麻薬業務所		
名称		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設		
所在地		
名称		
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
氏名 (法人にあつては、名称)		
麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許を受けた麻薬輸入業		
年 月 日		麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究者であることを証明する。
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 国		
年 月 日から		
有効期間 年 月 日まで		

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第3号様式(第三条関係)

麻薬輸入業		麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究者業務(研究)廃止届	
免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏 名			
業務(研究)廃止の事由及びその年月日			
上記のとおり、業務(研究)を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。			
年 月 日			
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
届出義務者続柄			
氏名(法人にあつては、名称)			
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第4号様式(第四条関係)

麻薬輸入業 麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究 者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
免許証返納の事由及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: right;">氏 名 〔法人にあつては、名称〕</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿</p>			

(注意)
用紙の大きさは、A4とすること。

別記第5号様式(第五条関係)

麻薬輸入業 麻薬輸出業、麻薬製造業、麻薬製剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究 者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項			
変 更 前	麻薬業務所	所在地	
	名 称		
変 更 後	住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		
	氏名 〔法人にあつては、名称〕		
変 更 前	従たる施設	所在地	
	名 称		
変 更 後	麻薬業務所	所在地	
	名 称		
変 更 後	住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		
	氏名 〔法人にあつては、名称〕		
変 更 後	従たる施設	所在地	
	名 称		
変更の事由及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</p> <p style="text-align: right;">氏 名 〔法人にあつては、名称〕</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿</p>			

(注意)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

別記第6号様式(第六条関係)

収
入
紙
〔大臣免許に限
る。〕

麻薬輸入業 麻薬輸出入業、麻薬製造業、麻薬製
剤業、家庭麻薬製造業、麻薬元卸
売業、麻薬卸売業、麻薬小売業、
麻薬施用、麻薬管理、麻薬研究 者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名称		
氏 名			
再交付の事由 及びその年月日			
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 年 月 日 住 所 法人にあつては、主 たる事務所の所在地 氏 名(法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、麻薬輸入業者、麻薬輸出入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者に係る申請書の正本にのみはり、消印しないこと。

別記第6号の2様式(第六条の二関係)

麻薬携帯輸入(輸出)許可申請書

携帯して輸入(輸出) しようとする麻薬	品 名	数 量
入 国 (出 国) す る 理 由		
麻 薬 の 施 用 を 必 要 と す る 理 由		
入 国 (出 国) の 期 間		
入 国 (出 国) 港 名		
上記のとおり、麻薬を携帯して輸入(輸出)したいので申請します。 年 月 日 住 所 氏 名 地方厚生(支)局長 殿		

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第7号様式(第七条関係)

麻薬輸入(輸出)許可申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
輸入(輸出)しようとする麻薬	品 名	数	量
輸出(輸入)者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	氏名(法人にあつては、名称)		
輸入(輸出)の期間			
輸送の方法			
輸入(輸出)港名			
<p>上記のとおり、麻薬を輸入(輸出)したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 麻薬業務所 名 称</p> <p>住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第8号様式(第八条関係)

麻薬製造(製剤、小分け)許可申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
製造(製剤、小分け)しようとする麻薬	品 名	数	量
製造(製剤、小分け)のために使用する麻薬	品 名	数	量
製造(製剤、小分け)の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>上記のとおり、麻薬を製造(製剤、小分け)したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 麻薬業務所 名 称</p> <p>住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第9号様式(第八条関係)

家庭麻薬製造許可申請書

免許証の番号	第 号	免許の種類		免許年月日	年 月 日
製造しようとする家庭麻薬			製造のために使用する麻薬		備 考
品 名	数	品 名	数		
製造の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
<p>上記のとおり、家庭麻薬を製造したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 麻薬業務所 名 称</p> <p>住 所〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕</p> <p>氏 名〔法人にあつては、名称〕</p> <p>厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿</p>					

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第10号様式(第九条関係)

麻薬譲渡許可申請書

譲 渡 人	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	免許の種類			
	麻薬業務所	所在地	名 称	
譲り渡そうとする麻薬				品 名 容 量 箇 数 数 量
譲 渡 先	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	免許の種類			
	麻薬業務所	所在地	名 称	
	氏 名〔法人にあつては、名称〕			
譲 渡 し の 理 由				
<p>上記のとおり、麻薬を譲り渡したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕</p> <p>氏 名〔法人にあつては、名称〕</p> <p>厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿</p>				

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第10号の2様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

譲渡人・譲渡先	①	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)		
	②	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)		
	③	麻薬業務所	所在地		
			名 称		
		申請者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)		
	代表者の氏名(法人にあつては、名称)				
	備 考				

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第10号の3様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
変更前	麻薬業務所	所在地	
		名 称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
変更後	麻薬業務所	所在地	
		名 称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
変更・免許の失効の事由及びその年月日			
<input type="checkbox"/> 当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可免許の失効・変更を行ったので届け出ます。 年 月 日			
①麻薬業務所名称 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)			
②麻薬業務所名称 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)			
都道府県知事		殿	
備 考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 代表者の変更を届け出る場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失効の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。
- 4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第10号の4様式(第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届

許可年月日	年 月 日	許可番号	
追加する麻薬小売業者	麻薬業務所	所在地	
		名称	
	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地	
	氏名	法人にあつては、名称	
<input type="checkbox"/> 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。			
年 月 日			
①麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
②麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
③麻薬業務所名称			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名(法人にあつては、名称)			
都道府県知事 殿			
備考			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 3 追加する麻薬小売業者については、追加する麻薬小売業者の欄を記入した上で、届出者欄についても必要事項を記入すること。
- 4 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記入すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

別記第11号様式(第十条関係)

麻薬廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
廃棄しようとする麻薬	品 名	数	量
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。			
年 月 日			
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
届出義務者続柄			
氏 名(法人にあつては、名称)			
都道府県知事 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第十二号様式(第十一条関係)



備考 模様は赤色とし、(麻)は赤地に白字とする。

別記第十三号様式(第十一条関係)



備考 模様は赤色とし、(麻)は赤地に白字とする。

別記第十四号様式（第十一条関係）



備考 模様は赤色とし、(麻)は赤地に白字とする。

別記第15号様式（第十一条関係）

収入 印紙

封かん証紙交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
種 類	枚 数	単 価	金 額
第12号様式の証紙	枚	60円	円
第13号様式の証紙	枚	30円	円
第14号様式の証紙	枚	15円	円
計	枚		円

上記のとおり、封かん証紙の交付を受けたいので申請します。

年 月 日

所在地
麻薬業務所
名 称

住 所 { 法人にあつては、主
たる事務所の所在地 }

氏 名 (法人にあつては、名称)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、封かん証紙交付申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。

別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証					年 月 日	
譲受人の免許証の番号	第	号	譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)						㊟
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者						㊟
麻薬業務所	所在地					
	名称					
品名	容	量	筒	数	数	量 備 考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 渡 証					年 月 日	
譲渡人の免許証の番号	第	号	譲渡人の免許の種類			
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称)						㊟
麻薬業務所	所在地					
	名称					
品名	容	量	筒	数	数	量 備 考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第18号様式(第十二条の五関係)

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬	品 名	数	量
事故発生の状況 (事故発生年月日 場所、事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿			

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第19号様式(第十二条の六関係)

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
麻薬業務所	所在地		
	名称		
廃棄した麻薬	品 名	数	量
		廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法			
廃棄の理由			
上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称) 都道府県知事 殿			

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第20号様式(第十四条関係)

収入印紙 (大臣免許に限る。)		向精神薬輸入業者 (向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者)		者免許申請書
向精神薬営業所	所在地			
	名称			
申請者(役員を含む)の次格条項 にあつては業務を行う	(1) 法第51条第2項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考				
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称) 地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿				

(注意)

1. 用紙の大きさは、A4とすること。
2. 収入印紙は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬使用業者に係る申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
3. 欠格条項の(1)欄から(3)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつては、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつては、その違反の事実及び年月日を記載すること。

別記第20号の2様式(第十四条の四関係)

向精神薬輸入業者 (向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者)		者役員変更届		
免許の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
向精神薬業務所	所在地			
	名称			
変更年月日		年 月 日		
変更前				
変更後				
変更役員 の業欠 格条 項	(1) 法第51条第2項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考				
上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。 年 月 日 住 所 (法人又は団体の主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人又は団体の名称) 地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿				

(注意)

1. 用紙の大きさは、A4とすること。
2. 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
3. 欠格条項の(1)欄から(3)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。

別記第21号様式(第十六条関係)

第 号		
向精神薬輸入業	向精神薬輸出入業、向精神薬製造製剤業、 向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精 神薬小売業	者免許証
所在地		
向精神薬営業所	名 称	
	住 所	法人にあつては、主 たる事務所の所在地
	氏 名(法人にあつては、名称)	
麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定により免許を受けた向精神薬輸入業		
	向精神薬輸出入業、向精神薬製造製剤 業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、 向精神薬小売業	者であることを証明する。
年 月 日		
	地方厚生(支)局長(都道府県知事) 回	
有効期間	年 月 日 から	
	年 月 日 まで	

(注意)
用紙の大きさは、A4とすること。

別記第22号様式(第十七条関係)

向精神薬輸入業		向精神薬輸出入業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業	者業務廃止届
免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
向 精 神 薬 営 業 所	所 在 地		
	名 称		
氏 名			
業務廃止の事由及びその 年 月 日			
上記のとおり、業務を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。 年 月 日			
		住 所	法人にあつては、主 たる事務所の所在地
		届 出 義 務 者 統 柄	
		氏 名(法人にあつては、名称)	
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)
用紙の大きさは、A4とすること。

別記第23号様式(第十八条関係)

向精神薬輸入業 向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業 者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
向精神薬 営業所	所在地		
	名称		
氏 名			
免許証返納の事由及びその年月日			
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地</div> <div style="text-align: right;">氏 名 法人にあつては、名称</div> 地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第24号様式(第十九条関係)

向精神薬輸入業 向精神薬輸出業、向精神薬製造製剤業、向精神薬使用業、向精神薬卸売業、向精神薬小売業 者免許証記載事項変更届

免許証の番号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
変 更 す べ き 事 項			
変 更 前	向精神薬所在地		
	営業所名称		
	住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏 名 法人にあつては、名称		
変 更 後	向精神薬所在地		
	営業所名称		
	住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	氏 名 法人にあつては、名称		
変更の事由及びその年月日			
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: right;">住 所 法人にあつては、主たる事務所の所在地</div> <div style="text-align: right;">氏 名 法人にあつては、名称</div> 地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

別記第25号様式(第二十条関係)

収 入 紙 (大臣免許 に限る。)

向精神薬輸入業 (向精神薬輸出入業、向精神薬製造製
剤業、向精神薬使用業、向精神薬
卸売業、向精神薬小売業) 者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
向精神薬	所在地		
営業所	名称		
氏 名			
再交付の事由及び その年月日			
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称) 地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬使用業者に係る申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。

別記第26号様式(第二十一条関係)

収 入 紙 (大臣登録 に限る。)

向精神薬試験研究施設設置者登録申請書

向精神薬試験研究施設	所在地 名称	
申欠 諸格 者条 の項	法第51条第3項の規定により 登録を取り消されたこと。	
学術研究又は試験検査の概要		
備 考		
上記のとおり、登録を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称) 地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、国の設置する向精神薬試験研究施設に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 欠格条項の欄には、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、その理由及び年月日を記載すること。
- 4 国又は地方公共団体が設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第27号様式(第二十二条関係)

第 号	
向精神薬試験研究施設設置者登録証	
所在地	
向精神薬試験 研究施設	名 称
	住 所〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕
	氏 名(法人にあつては、名称)
<p>麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定により登録を受けた向精神薬試験 研究施設設置者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 印	

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第28号様式(第二十三条関係)

向精神薬試験研究施設設置者試験研究廃止届			
登録証の番号	第 号	登録年月日	年 月 日
向精神薬 試験研究 施設	所在地		
	名 称		
氏 名			
試験研究廃止の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、試験研究を廃止したので登録証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 国又は地方公共団体が設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第29号様式(第二十四条関係)

向精神薬試験研究施設設置者登録証返納届

登録証の番号	第 号	登録年月日	年 月 日
向精神薬 試験研究 施設	所在地		
	名称		
氏 名			
登録証返納の事由 及びその年月日			
上記のとおり、登録証を返納したいので届け出ます。 年 月 日 住 所(法人にあつては、主 たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 国又は地方公共団体が設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第30号様式(第二十五条関係)

向精神薬試験研究施設設置者登録証記載事項変更届

登録証の番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変 更 す べ き 事 項			
変 更 前	向精神薬試験 研究施設	所在地	
		名称	
	住 所	(法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	
	氏 名	(法人にあつては、名 称)	
変 更 後	向精神薬試験 研究施設	所在地	
		名称	
	住 所	(法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	
	氏 名	(法人にあつては、名 称)	
変 更 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
上記のとおり、登録証の記載事項に変更を生じたので登録証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所(法人にあつては、主 たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあつては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。
- 3 国又は地方公共団体が設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第31号様式(第二十六条関係)

取 入 印 紙 (大臣登録 に限る。)	向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付申請書
--	------------------------

登録証の番号	第 号	登録年月日	年 月 日
向精神薬 試験研究 施設名	所在地 称		
氏 名			
再交付の事由及びその年月日			
上記のとおり、登録証の再交付を申請します。 年 月 日			
		住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
		氏 名(法人にあつては、名称)	
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 取入印紙は、国の設置する向精神薬試験研究施設に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 国又は地方公共団体が設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第32号様式(第二十九条、第三十二条及び第三十三条関係)

向精神薬輸入(輸出)許可申請書

免許(登録)証の番号	第 号	免許(登録)年月日	年 月 日
免許(登録)の種類			
輸入(輸出)しようとする向精神薬	品 名	数	量
輸出(輸入)者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称)		
輸入(輸出)の期間			
輸 送 の 方 法			
輸 入 (輸 出) 港 名			
輸 出 に 係 る 仕 向 地			
備 考			
上記のとおり、向精神薬を輸入(輸出)したいので申請します。 年 月 日			
		向精神薬営業所又は 所在地 向精神薬試験研究施設 名称	
		住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
		氏 名(法人にあつては、名称)	
地方厚生(支)局長 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 国又は地方公共団体が向精神薬試験研究施設設置者の場合は、当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。
- 3 特定地域へ特定向精神薬を輸出する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

別記第33号様式(1)(第三十四条関係)

向精神薬輸出届出書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
輸出しようとする 向精神薬	品名	数量	剤型
輸入者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
	氏名 (法人にあつては、名称)		
輸出の期間			
輸送の方法			
輸出港名			
上記のとおり、向精神薬を輸出したいので届け出ます。 年 月 日 所在地 向精神薬営業所 名称 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称) 地方厚生(支)局長 殿			

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第33号様式(2)(第三十四条関係)

日本 Export Declaration No. _____
 JAPAN Date of Issue: _____
 輸出届出書
 EXPORT DECLARATION

In regard to the export of psychotropic substances Listed in Schedule III of the 1971 Convention on Psychotropic Substances and/or preparations containing such psychotropic substances,

Name and Address of Exporter
Name and Address of Importer
In the case of the Substance International Non-proprietary Name (INN) and Quantity
In the case of Preparation containing the Substance a. Pharmaceutical Form b. INN and Contents of the Substance contained therein c. The Quantity of such Preparation d. The total Quantity of such Substance (b×c)
Port of Exportation
Date of Exportation

The undersigned hereby declares that above information, submitted on behalf of the exporter, is, to the best of his knowledge, complete and correct.
 担当者名 _____

(Name of person in charge of Exporter)

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第34号様式(第三十九条関係)

向精神薬取扱責任者設置(変更)届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
向精神薬営業所	所在地		
	名称		
向精神薬取扱責任者	住所		
	氏名		
向精神薬取扱責任者の資格	薬剤師免許証の免許番号	第 号	
	その他		
設置(変更)した年月日	年 月 日	備考	
<p>上記により、向精神薬取扱責任者を設置(変更)したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名(法人にあっては、名称)</p> <p>地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿</p>			

(注意)

1. 用紙の大きさは、A4とすること。
2. 向精神薬取扱責任者の資格の欄には、薬剤師である場合は薬剤師の免許の登録番号を記載し、薬剤師以外の者である場合は、麻薬及び向精神薬取締法施行令第六条各号に掲げる者のいずれに該当するかを記載し、履歴書を添付すること。
3. 変更届の場合は、備考欄に変更前の向精神薬取扱責任者の氏名を記載すること。

別記第35号様式(第四十一条関係)

向精神薬事故届

免許(登録)証の番号	第 号	免許(登録)年月日	年 月 日
免許(登録)の種類			
向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等	所在地		
	名称		
事故が生じた向精神薬	品 名	数	量
事故発生の状況	<p>(事故発生年月日)</p> <p>(場所、事故の種類)</p>		
<p>上記のとおり事故が発生したので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名(法人にあっては、名称)</p> <p>地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿</p>			

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第36号様式(第四十五条関係)

薬局開設者等の別段の申出書

許可証の番号	第 号	許可年月日	年 月 日
許可の種類			
薬局又は営業所	所在地		
	名称		
<p>向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者(向精神薬卸売業者)の免許を受けた者とみなされることについて別段の申出を届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 許可証の番号、年月日及び許可の種類は、医薬品医療機器等法の薬局開設の許可又は医薬品の卸売販売業の許可について記載すること。

別記第37号様式(第四十五条の二関係)

麻薬等原料輸入業 (麻薬等原料輸出入業、特定麻薬等原料製造業、特定麻薬等原料卸小売業) 者業務(変更)届

麻薬等原料営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		
備 考		
<p>上記のとおり、業務(変更)を届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿</p>		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更届の場合は、備考欄に業務を届け出た年月日、業務変更の事由及びその年月日を記載すること。

別記第38号様式(第四十五条の三関係)

麻薬等原料輸入業 麻薬等原料輸出業、
特定麻薬等原料製造業、
特定麻薬等原料卸小売業 者業務廃止届

業務届出年月日		
麻薬等原料営業所	所在地	
	名称	
氏名		
業務廃止の事由及びその年月日		
<p>上記のとおり、業務廃止を届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿</p>		

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第39号様式(第四十五条の四関係)

麻薬向精神薬原料輸入(輸出)届

業務届出年月日		
営業者の種類		
輸入(輸出)しようとする麻薬向精神薬原料	品名	数量
輸入(輸出)の期間		
輸出(輸入)者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、名称)	
輸送の方法		
輸入(輸出)港名		
輸出に係る仕向地		
<p>上記のとおり、麻薬向精神薬原料を輸入(輸出)したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 麻薬等原料営業所 名称</p> <p>住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地</p> <p>氏名 (法人にあつては、名称)</p> <p>地方厚生(支)局長 殿</p>		

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第40号様式(第四十五条の六関係)

麻薬向精神薬原料事故届

業務届出年月日			
営業者の種類			
麻薬等原料営業所	所在地		
	名称		
事故が生じた麻薬向精神薬原料	品名	数量	
事故発生の状況 (事故発生年月日 場所、事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年 月 日			
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏 名 (法人にあつては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第41号様式(第四十五条の七関係)

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

業務届出年月日			
営業者の種類			
麻薬等原料営業所	所在地		
	名称		
注文のあつた麻薬向精神薬原料	品名	数量	
注文者の氏名又は住所等注文者を特定する事項			
注文のあつた年月日			
麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがあると認められる理由			
上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。 年 月 日			
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏 名 (法人にあつては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第42号様式(第四十六条関係)

取 去 証(控)	取 去 証
1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 年 月 日 取去者 官職 氏 名 備 考	1 麻薬業務所等の所在地 2 免許・登録証の番号 3 免許・登録等の種類 4 氏 名 (法人にあつては、名称) 5 取去場所 6 品名・数量 麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項の規定により試験のため上記のとおり取去する。 年 月 日 所属庁 取去者 官職 氏 名

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記第43号様式(1)(第四十七条関係)

表 面	
12cm	
第 号 官 職 氏 名 年 月 日生 麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員 の証 年 月 日発行 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 厚生労働省(都道府県)	写 真 ち よ う 付 面
	8cm

裏 面

この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定により立入検査又は取去を行う職権を有するものである。

麻薬及び向精神薬取締法抜粋

第50条の38 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締り上必要があると認めるときは、麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を取去させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡し、又は譲受けの実態を調査するため必要な限度において、麻薬等原料営業者その他の関係者に対して必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料営業所その他麻薬向精神薬原料に関係ある場所において実地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第43号様式(2) (第四十七条関係)

表 面

← 12cm →

第 号

官 職

氏 名

年 月 日生

麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による精神保健指定医の証

年 月 日発行

都道府県 印

写 真 ち よ う 付 面

8cm

別記第43号様式(2) (第四十七条関係)

裏 面

<p>この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者を診察するため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法抜粋</p> <p>第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第58条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第6項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。</p> <p>3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行おうとする場所に</p>	<p>出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行う場所にとどまることを求めることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。</p> <p>5 精神保健指定医及び当該職員は、第1項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。</p> <p>6 第50条の38第3項及び第4項の規定は、前項の立入りについて準用する。</p> <p>7 精神保健指定医は、第1項の規定による診察を行う場合には、受診者の名誉を害しないように注意し、かつ、受診者に対して、第2項に規定する事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>8 (省略)</p> <p>9 (省略)</p>
---	--

別記第43号様式(3) (第四十七条関係)

表 面

<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による当該職員の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">都道府県 印</p>	<p>写 真 ち よ う 付 面</p>
---	----------------------

別記第43号様式(3) (第四十七条関係)

二イミノー五フエニルー四オキサゾリジノン (別名ペモリン)、その塩類及びこれらを含む物	六 g
一エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル (別名エチナメート)、その塩類及びこれらを含む物	三十 g
五エチルー五フエニルバルビツール酸 (別名フェノバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	六 g
Nエチルー三フエニルビシクロ (二・二・二) ヘプタンー二アミン (別名フェンカンファミン)、その塩類及びこれらを含む物	一・八 g
五エチルー一メチルー五フエニルバルビツール酸 (別名メチルフェノバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	十二 g
Nエチルー一メチルフェネチルアミン (別名エチランフェタミン)、その塩類及びこれらを含む物	一・八 g
五エチルー五 (一メチルプロピル) バルビツール酸 (別名セクタバルビタール)、その塩類及びこれらを含む物	三・六 g
一クロロー三エチルー一ペンテンー四インー三オール (別名エスクロールピノール)、その塩類及びこれらを含む物	二・五 g
七クロロー五 (二クロロフェニル) ー一・三ジヒドロー三ヒドロキシー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名ロラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	九十 m
七クロロー五 (二クロロフェニル) ー一・三ジヒドロー三ヒドロキシー一メチルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名ロルメタゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	六十 m
七クロロー五 (二クロロフェニル) ー一・三ジヒドロー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名デロラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	百八十 m
十クロロー十一 (二クロロフェニル) ー二・三・七・十一bーテトラヒドロオキサゾロー (三・二・d) (二・四) ベンゾジアゼピンー六 (五H) ーオン (別名クロキサゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	三百六十 m
八クロロー六 (二クロロフェニル) ー一メチルー四Hーsートリアゾロ (四・三・a) (二・四) ベンゾジアゼピン (別名トリアゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	十五 m
七クロロー一 (二) (ジエチルアミノ) エチル ー五 (二) フルオロフェニル ー一・三ジヒドロー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名フルラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	九百 m
七クロロー一 (シクロプロピルメチル) ー一・三ジヒドロー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名プラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	六百 m

七クロロー五 (一) シクロヘキセンー一 (イ) ー一・三ジヒドロー一メチルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名テトラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	十二 g
七クロロー二・三ジヒドロー二オキソー五フエニルー一Hー一・四ベンゾジアゼピンー三カルボン酸 (別名クロラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	九百 m
十一クロロー八・十二bージヒドロー二・八ジメチルー十二bフエニルー四Hー一・三) オキサジノ (三・二・d) (二・四) ベンゾジアゼピンー四・七 (六H) ージオン (別名ケタゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	一・八 g
七クロロー一・三ジヒドロー三ヒドロキシー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名オキサゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	二・七 g
七クロロー一・三ジヒドロー三ヒドロキシー一メチルー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名デマゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	九百 m
七クロロー一・三ジヒドロー三ヒドロキシー一メチルー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名メチルカルバミン酸エステル (別名カマゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	一・八 g
七クロロー一・三ジヒドロー五フエニルー一 (二) プロピニル ー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名ピナゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	六百 m
七クロロー一・三ジヒドロー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名ノルダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	四百五十 m
七クロロー二・三ジヒドロー一メチルー五フエニルー一Hー一・四ベンゾジアゼピン (別名メダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	九百 m
七クロロー一・三ジヒドロー一メチルー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名ジアゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	一・二 g
十クロロー二・三・七・十一bーテトラヒドロー二メチルー十一bフエニルオキサゾロー (三・二・d) (二・四) ベンゾジアゼピンー六 (五H) ーオン (別名オキサゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	一・八 g
七クロロー一 (二) (二) トリアゾロフェニル ー一・三ジヒドロー五フエニルー二Hー一・四ベンゾジアゼピンー二オン (別名ハラゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	四・八 g
(RS) ー六 (五) クロロピリジン ー二 (イ) ー七オキソー六・七ジヒドロー五Hービロロ (三・四・b) ピラジン ー五 (イ) ー四メチルピペラジン ー一カルボキシラート (別名ソピクロン)、その塩類及びこれらを含む物	三百 m
五 (二) クロロフェニル ー七エチル ー一・三ジヒドロー一メチルー二Hーチエノ (二・三・e) ー一・四ジアゼピンー二オン (別名クロチアゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	九百 m
四 (二) クロロフェニル ー一エチル ー九メチル ー六Hーチエノ (三・二・f) (二・二・四) トリアゾロ (四・三・a) (二・四) ジアゼピン (別名エチゾラム)、その塩類及びこれらを含む物	九十 m

五―(四)クロロフェニル)―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ(二・一―a)イソインドール―五―オール(別名マジンドール)、その塩類及びこれら含有する物	九十m
五―(二)クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別名クロナゼパム)、その塩類及びこれら含有する物	百八十
六―(二)クロロフェニル)―二・四―ジヒドロ―二―(四)メチル―一―ピペラジニル)メチレン)―八―ニトロ―H―イミダゾ(一・二―a)(一・四)ベンゾジアゼピン―一―オン(別名ロプラゾラム)、その塩類及びこれら含有する物	六十m
八―クロロ―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ(四・三―a)(二・四)ベンゾジアゼピン(別名エスタゾラム)、その塩類及びこれら含有する物	百二十
七―クロロ―五―(二)フルオロフェニル)―二・三―ジヒドロ―二―オキノ―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル(別名ロフラゼブ酸エチル)、その塩類及びこれら含有する物	六十m
七―クロロ―五―(二)フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―(二・二)―ニトロ―トリオロエチル)―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―チオン(別名クアゼパム)、その塩類及びこれら含有する物	九百m
七―クロロ―五―(二)フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別名フルジアゼパム)、その塩類及びこれら含有する物	二百五十
八―クロロ―六―(二)フルオロフェニル)―一―メチル―四H―イミダゾ(二・五―a)(二・四)ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)、その塩類及びこれら含有する物	四百五十
N―(二)クロロプロピル)―一―メチルフェネチルアミン(別名メフェノレクス)、その塩類及びこれら含有する物	一・四
七―クロロ―二―メチルアミノ―五―フェニル―三H―一・四―ベンゾジアゼピン―四―オキシド(別名クロルジアゼボキシド)、その塩類及びこれら含有する物	一・八
八―クロロ―一―メチル―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ(四・三―a)(二・四)―ベンゾジアゼピン(別名アルプラゾラム)、その塩類及びこれら含有する物	七十二
七―クロロ―一―メチル―五―フェニル―一H―一・五―ベンゾジアゼピン―二・四(三H・五H)―ジオン(別名クロバザム)、その塩類及びこれら含有する物	二・四
五・五―ジアリルバルビツール酸(別名アロバルビタール)、その塩類及びこれら含有する物	三g
二―(ジエチルアミノ)プロピオフェノン(別名アンフェプラモン)、その塩類及びこれら含有する物	二・二
五・五―ジエチルバルビツール酸(別名バルビタール)、その塩類及びこれら含有する物	五g
三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ピペリジンジオン(別名メチプリロン)、その塩類及びこれら含有する物	十二g
一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別名ニトラゼパム)、その塩類及びこれら含有する物	四百五十

一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別名ニメタゼパム)、その塩類及びこれら含有する物	百五十
一・一―ジフェニル―一―(二)ピペリジル)メタノール(別名ビブラドロール)、その塩類及びこれら含有する物	百八十
N・a―ジメチルシクロヘキサンエチルアミン(別名プロピルヘキセドリン)、その塩類及びこれら含有する物	二・二
N・N―ジメチル―a―フェニルフェネチルアミン(左旋性のものに限る。)(別名レフェタミン)、その塩類及びこれら含有する物	三g
三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン(右旋性のものに限る。)(別名フェンジメトラジン)、その塩類及びこれら含有する物	三・一
a・a―ジメチルフェネチルアミン(別名フェンテルミン)、その塩類及びこれら含有する物	一・一
N・N・六―トリメチル―二―パラトリルイミダゾ(二・二―a)ピリジン―三―アセタミド(別名ゾルビデム)、その塩類及びこれら含有する物	二五g
一―(四)トリル)―二―(二)ピロリジニル)―一―ペンタノン(別名ピロバレロン)、その塩類及びこれら含有する物	二・四
五―ブチル―五―エチルバルビツール酸(別名ブトバルビタール)、その塩類及びこれら含有する物	六g
七―プロモ―五―(二)クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン、その塩類及びこれら含有する物	三百m
二―プロモ―四―(二)クロロフェニル)―九―メチル―六H―チエノ(三・二―f)―s―トリアゾロ(四・三―a)(二・四)ジアゼピン(別名プロチゾラム)、その塩類及びこれら含有する物	十五m
七―プロモ―一・三―ジヒドロ―五―(二)ピリジニル)―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―ニオン(別名プロマゼパム)、その塩類及びこれら含有する物	四百五十
十―プロモ―十一―b―(二)フルオロフェニル)―二・三・七・十一―b―テトラヒドロオキサゾロ(三・二―d)(一・四)ベンゾジアゼピン―六(五H)―オン(別名ハロキサゾラム)、その塩類及びこれら含有する物	三百m
N―ベンジル―N・a―ジメチルフェネチルアミン(別名ペンツフェタミン)、その塩類及びこれら含有する物	一・五
三―(a―メチルフェネチル)アミノ)プロピオニトリル(別名フェンプロボレクス)、その塩類及びこれら含有する物	三百六十
三―(a―メチルフェネチル)―N―(フェニルカルバモイル)シドノイミ(別名メソカルブ)、その塩類及びこれら含有する物	九百m
五―(二)メチルプロチル)―五―ビニルバルビツール酸(別名ビニルビタール)、その塩類及びこれら含有する物	四・五
二―メチル―二―プロピル―一・三―プロパンジオールジカルバミン酸エステル(別名メプロバメート)、その塩類及びこれら含有する物	十八g

別表第二(第四十四条関係)

一 五・五―ジエチルバルビツール酸(別名バルビタール。以下「バルビタール」という。)として二・五%以下を含有する物(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)

別表第三(第四十五条の八関係)

- 二 バルビタールとして二十%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして百mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 三 バルビタールとして二十%以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 四 バルビタールとして五十%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 五 バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして十mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 六 五―(ニクロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名クロナゼパム。以下「クロナゼパム」という。)、七―クロロー―一・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ジアゼパム。以下「ジアゼパム」という。))又は五―エチル―五―フェニルバルビツール酸(別名フェノバルビタール。以下「フェノバルビタール」という。))として〇・一%以下を含有する物(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びクロナゼパム、ジアゼパム、フェノバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 七 放射性物質を含有する物(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物を除く。)
- 一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料
- イ N―アセチルアントラニル酸として五十%を超えて含有する物
- ロ アセトンを超えて含有する物
- ハ 四―アニリノペリジンとして五十%を超えて含有する物
- ニ 四―アニリノ―一―フェネチルペリジンとして五十%を超えて含有する物
- ホ アントラニル酸として五十%を超えて含有する物
- ヘ イソサフロールを五十%を超えて含有する物
- ト エチルエーテルを五十%を超えて含有する物
- チ エルゴタミンとして五十%を超えて含有する物
- リ エルゴメトリンとして五十%を超えて含有する物
- 又 塩化水素を十%を超えて含有する物
- ル 過マンガン酸カリウムを十%を超えて含有する物
- ヲ サフロールを五十%を超えて含有する物
- ワ 一・一―ジメチルエチル―四―アニリノペリジン―一―カルボキシラートとして五十%を超えて含有する物
- カ トルエンを五十%を超えて含有する物
- ヨ ピペリジンとして五十%を超えて含有する物
- タ ピペロナルを五十%を超えて含有する物
- レ N―フェニル―N―(ピペリジン―四―イル)プロパンアミドとして五十%を超えて含有する物
- ソ 一―フェネチルペリジン―四―オンとして五十%を超えて含有する物
- ツ メチルエチルケトンを超えて含有する物
- ネ メチル―二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボキシラートとして五十%を超えて含有する物
- ナ 二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル)―オキシラン―二―カルボン酸として五十%を超えて含有する物

- ラ 三・四―メチレンジオキシフェニル―二―プロパノンを超えて含有する物
- ム 無水酢酸を五十%を超えて含有する物
- ウ リゼルギン酸として五十%を超えて含有する物
- キ 硫酸を十%を超えて含有する物
- ニ アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔質物に浸潤させたアセトン
- 三 放射性物質を含有する物